仕様書

1. 業務名

小水力発電の検討にかかる流況調査及び事業性評価の実施業務

2. 業務目的

本市では、「神戸市地球温暖化防止実行計画」において、再生可能エネルギーの導入目標を 2030 年度 500MW とし、市域における再生可能エネルギーの導入拡大を図っている。

水力発電は、天候等による変動が少なく、安定的な運用ができる電源として活用が期待できる再 生可能エネルギーである。

2024年度に実施した神戸市内河川等における小水力発電の導入可能性調査では、一定の事業性が 想定される地点を 5 カ所程度抽出しており、本業務では、そのうち最もポテンシャルが高いと判断 された河川において、年間を通じた流況調査を含めた事業可能性評価を行う。

3. 契約期間

契約締結日~2026年9月30日(水曜)まで

4. 委託料及び支払方法

- (1)上限額 6,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)内訳 2025 年度:4,500,000 円 2026 年度:1,500,000 円
- (2) 委託料の支払い

委託料は、(1)を上限に年度ごとに支払うこととする。

受託者は、2025 年度は年度末、2026 年度は契約終了日までに、委託料の内訳が分かる明細書と合わせて、請求書に必要な事項を記載し本市へ請求する。本市は、受託者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内に、委託料を受託者へ支払うものとする。

5. 参考資料

- ①対象河川(位置図)
- ②2024年度「神戸市内河川等における小水力発電の導入可能性調査」 結果報告書 ※これらの資料については、<u>参加申込書</u>及び<u>秘密保持誓約書</u>の提出後、応募資格があると認められたものに配布する。

6. 業務内容

- (1) 年間を通じた流況調査
 - ア)調査地点
 - 5. 参考資料①のとおり

※調査箇所(1か所を予定)については、本市と協議のうえ最終決定する。

- イ)調査内容
 - ①調査箇所において、2025年8月~2026年7月の期間、流況調査を実施すること。

※月に1回以上は現地調査を実施すること。

- ②近傍のダム等のデータによる推定流量と実測流量比較し、必要に応じて補正を行い、対象河 川の10年間の河川流況を作成すること。
- ③河川の減水区域における生態系への影響調査を実施すること。

(2) 関係法令調査等

ア) 関係する法規制区域を把握すること。

(砂防指定地、河川区域、保安林区域、用途地域、盛土規制法等)

- (3) 配置計画検討 ※必要に応じて 2024 年度調査結果を参照すること。
 - ア) 配置計画検討
 - ①流況調査や河川管理者・地権者との協議等により取水地点・取水方式を決定する。 ※関係者との協議については、(5) エ) のとおり。
 - ②最大使用水量と有効落差から最適な発電規模を決定し、それに適した水車型式・発電機を選定する。
 - ③配管ルート等その他設備の配置を検討すること
 - イ)系統接続の検討

系統に空き容量があるかどうか電力会社への事前相談で確認する。

ウ) 概略計画図の作成

ア)、イ)で決定した内容を基に、概略計画図を作成する。

(4) 事業採算性評価

- ①水力発電計画工事費積算の手引き(資源エネルギー庁、平成25年)などを使用してイニシャルコストを算出する。その際、物価上昇を考慮すること。
- ②発電設備や周辺設備のメンテナンス費、人件費や各使用料等を考慮し、ランニングコストを 算出する。
- ③FIT 期間(20年間)の収支シミュレーションを行い、事業採算性を評価する。
- ④導入にあたって想定される諸課題について整理する。事業採算性を高めるための具体的な方 策があれば提案を行うこと。

(5) 業務の進め方

ア) 全般

- ①受託者は、本業務に必要な調整全般を行うこと。また、本市担当職員との連携を密にして 業務にあたること。
- ②本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、適正に取り扱うものとする。
- ③受託者は、本業の実施過程で知り得た情報について、本市の許可なく第三者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする

④契約の履行に際しては、提案事項の履行を求める。

イ) 本市との打合せ

本業務を適切に遂行するため、業務着手時1回、中間時1回、最終報告書提出前1回、本 市の業務担当者と打合せを行うこと。また、月に1回程度、業務全体の進捗状況について報 告すること。

ウ)調査に当たって

- ①現地調査や河川管理者等との協議の結果、調査手法等について本仕様書から変更の必要が 生じた場合には、本市と協議の上、決定すること。
- ②流況調査などの現地調査をするにあたっては、河川占有許可等各種許可を適切に取得した上で行うこと。

エ) その他関係者との協議

本市が実施する事業スキームの構築にあたり、河川関係者・住民等との協議の場において、 技術的助言を目的に、日数に関わらず10回まで同行すること。

(6) 業務報告書の作成

上記(1)~(3)について、報告書にまとめて神戸市環境局脱炭素推進課へ提出すること。

	提出期限(予定)	提出方法
中間報告書	2026年2月末	電子データ
最終報告書※	2026年8月末	印刷物 (A4版) 2部 及び 電子データ

※最終報告書を提出する前には、本市に対し最終報告書案を説明し、修正指示等を受けること。

7. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備するとともに、 業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

(2) 事業計画

契約締結後、年間の事業実施スケジュール(事業計画書)を作成し、提出すること。

(3) 著作権等の扱い

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権は、本市に帰属するものとする。

(4) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を 侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた 場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 情報セキュリティ

本業務で個人情報の取り扱いが生じる場合は、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html

(7) その他

本仕様書に定めのない事項または疑義の生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。